

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（無糖ココア調製品（チョコレート製造用））

要望元：大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			【品名】無糖ココア調製品（チョコレート製造用）								
改正要望の内容			☐ 改正を要する法律及び条項 関税暫定措置法第２条第１項 ☐ 具体的な内容 「令和９年度３月３１日まで」とされているものを１年以上延長する								
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 議許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
1806.20	210	無糖ココア調製 品（チョコレート製造用）	25%	無税	× 無税	25%	無税	× 無税	21.3%	△254 百万円	- 百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			施行期日 令和８年４月１日 ☐ 適用期間 「令和９年度３月３１日まで」とされているものを１年以上延長する								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 チョコレートの製造に必要な粉乳の代替品である本品目については、チョコレート製品の関税が日米交渉により昭和６３年４月に大幅（２０％→１０％）に引き下げられ、またＣＰＴＰＰ、日スイス等協定によりチョコレート製品の一部の製品の関税が一定数量の範囲内は引き下げられた（無税等）ことから、輸入チョコレートに国内チョコレート製造業者が価格面で対抗できるよう、原料コストの引き下げのため、一定割合の国産粉乳の使用を要件として、一定数量の範囲内において無税で調達できるよう措置されたものである。一方で、国産粉乳の需要を確保し国内の酪農業を保護するため、一定数量の範囲を超えた分については、高税率を適用している。 本品目が使われるチョコレートの生産量は、２１０，７３６トンであるが、原材料価格の高騰や生産コストの上昇等による価格改定、内容量変更（値上げ）及びチョコレート使用量を減らした製品開発等の影響があり、前年比９１％となっている。なお、チョコレートは、菓子市場の中でトップシェアとなっている非常に重要な食品である。								

(2) 輸入状況等

無糖ココア調製品（1806.20.210）の輸入実績

単位：トン、：百万円

年 度 国 名	令和5		令和6		令和7	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
シンガポール	2,936	2,117	1,565	1,390	535	576
オーストラリア	906	543	977	711	342	292
マレーシア	1,041	637	356	291	298	245
計(含その他)	4,970	3,551	3,119	2,560	1,254	1,192

(注) 資料：財務省「貿易統計」

(3) 国際市況等

無糖ココア調製品（1806.20.210）の輸入価格（CIF）の動向

年度	令和5	令和6	令和7
平均単価 (円／トン)	657.5	722.6	917.7

(注) 資料：財務省「貿易統計」 全世界からの輸入平均単価（直近3カ年）

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

無糖ココア調製品（チョコレート原料用）

CPTTP、日EU・EPA 日豪・EPAにおいて枠内無税

枠 CPTTP 毎年800トン増 令和10年以降12,000トン、日EU・EPA 毎年86トン増 令和10年以降1,300トン、日豪 3,000トン

無糖ココア調製品

日スイス・EPAにて、数量据え置き（5トン）枠内無税、日EU・EPAにて、580トン据え置き 税率 毎年約1%減 令和10年以降10.7%、CPTTPにて数量据え置き（5,500トン）税率は、毎年約1%減となり、令和10年以降に10.6%

② 問題点

国内のチョコレートの製品価格は欧米と比べて安価となっている一方で、チョコレートの原料の一つである粉乳には内外価格差が存在しており、国産粉乳の価格も上昇しているものの国産粉乳が海外産粉乳に比べ割高となっている。

また、カカオ豆主要生産国の異常気象やカカオの病気のまん延による生産量の大幅減少の懸念等による原材料価格の高騰、さらに、原油価格高騰の影響による物流コストや包装材価格の上昇に加え、エネルギーコストなどの諸経費の上昇が継続しており、チョコレート製造業に係る経費が上昇し続けている。

	国際価格は、一時下落したものの、再び上昇傾向あり。 ・ 1 次税率の無糖ココア調製品の粉乳分と国産粉乳との抱き合わせプール価格 <table><tr><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>805 円/kg</td><td>801 円/kg</td><td>825 円/kg</td><td>908 円/kg</td></tr></table> ・ 2 次税率の無糖ココア調製品の粉乳価格 <table><tr><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>1, 021 円/kg</td><td>993 円/kg</td><td>1, 093 円/kg</td><td>1, 314 円/kg</td></tr></table> ・ 国産粉乳の生産量及びチョコレート製造における国産粉乳使用量 <table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>生産量（ t ）</td><td>10, 765</td><td>11, 277</td><td>10, 077</td></tr><tr><td>チョコレート生地向 け粉乳量（ t ）</td><td>6, 697</td><td>6, 580</td><td>5, 266</td></tr></table> 注：生産量は、全粉乳の生産量。 チョコレート生地向けは、ホルダーの実績値（全粉乳、脱脂粉乳、その他）の合計。	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	805 円/kg	801 円/kg	825 円/kg	908 円/kg	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	1, 021 円/kg	993 円/kg	1, 093 円/kg	1, 314 円/kg		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	生産量（ t ）	10, 765	11, 277	10, 077	チョコレート生地向 け粉乳量（ t ）	6, 697	6, 580	5, 266
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																										
805 円/kg	801 円/kg	825 円/kg	908 円/kg																										
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																										
1, 021 円/kg	993 円/kg	1, 093 円/kg	1, 314 円/kg																										
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																										
生産量（ t ）	10, 765	11, 277	10, 077																										
チョコレート生地向 け粉乳量（ t ）	6, 697	6, 580	5, 266																										
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 需要者に対して安価な原料の供給を確保する一方、国産粉乳の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するため。 ② 改正の方向性 一定の輸入数量の枠内に限り食品製造業者が安価で原料を調達することができ、一定の割合の国産粉乳使用を要件とする本制度の仕組みにより、国内製造事業者、畜産業者の国際競争力を強化することができ、また、国内の畜産業を保護することができる仕組みであること、補助金等の財政負担を生じることなく目的を達成することができることから、本制度の継続が最も効果的かつ効率的である。 ③ 改正目的達成予定時期 国内需給者、畜産業者が、安価な輸入品に対して対抗しうる十分な国際競争力を確保するまで 本制度を継続する必要がある。																												
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、要件とする国産粉乳使用により、国内で生産される粉乳の使用が確保され、畜産業者の保護に繋がる。 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保することで、国内で生産されるチョコレートを安価に購入することができる。																												

	(3) その他の効果・影響 特記事項なし ② 改正の妥当性 上記を踏まえ、本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護と国内需要者の安価な原料調達を確保できることから、本制度の継続が最も望ましい。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、無糖ココア調製品に係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。 本制度の継続により、一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分については国内生産者が保護されることにより生産性向上の取り組みをより効果的に実施できる。 ④ 関連措置 以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である、 【農業競争力強化プログラム】 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

○ 改正経緯

これまでの改正状況	無糖ココア調製品の関税割当制度は、昭和63年に導入されて以降、現在まで継続されている。
措置による効果	上記の「改正の効果と妥当性」の①のとおり、原料調達コストの低減により食品製造業者の製品の価格上昇を抑制し、輸入製品に対する競争力を確保するとともに、国内酪農業の保護を図ることができた。